船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和８年11月２日
国土交通省海事局

国土交通省では、船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象

船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省海事局安全政策課において資料を配付します。

３．意見募集期間

令和８年11月２日（月）から令和８年12月３日（木）まで（必着）

４．意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し提出してください。

② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）
電子メールアドレス： hqt-aks-publiccomment@gxb.mlit.go.jp

③ ＦＡＸの場合
ＦＡＸ番号 ０３－５２５３－１６４２
国土交通省海事局安全政策課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省海事局安全政策課 意見募集担当 あて

５．留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

６．お問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 意見募集担当
電話番号 ０３－５２５３－８６３１